P1-021

三田谷啓の活動と児童福祉法との関連

二重 佐知子

姫路大学

【目的】

1947年に児童福祉法が制定された。同法は児童の福祉を保障す るための法律であり、子どもの健全な成長の保障という目的と なっている。児童福祉法制定以前は、子どもの権利など顧みら れず、子どもは親の所有物であり、親の勝手にどうにでもなる ものであった。しかし、1910年代後半から20年代にかけては、 高い乳児死亡率に対する危機意識が高まり、母子保健の問題が 重視された。このような時代に、医学・治療教育・母性保護・ 児童保護・育児教育等々、種々の分野で活躍したのは、三田谷 啓(さんだやひらく 1881 年~ 1962 年)であった.そこで,本 研究では、三田谷啓の活動と児童福祉法との関連を明らかにし ていくことを目的とした。

【方法】

研究方法は、史、資料、文献等の時系列による分析、考察を行った。 【結果】

1919 (大正 8) 年に、日本で初めて大阪市に公立の児童相談所 を設立したのは三田谷啓である。三田谷啓は、障害児支援の先 駆けとして、治療教育院を設立した。そして、現在もなお、三 田谷啓の思想は引き継がれ、「三田谷治療教育院」として現存し ており,障害児(者)の入所,就労支援,児童発達支援等の事 業が継続されている. 三田谷啓は、教育、医療、福祉、保護の 事業を結合させた活動を展開していった。

吉田は、「児童相談」と名の付く相談所の始まりは、三田谷啓の 活躍に負うとことが大きく、このような「相談」事業は、戦後 確立する児童福祉法成立の基礎となっていると推測できると述 べている。三田谷啓の業績は、現在の児童福祉に欠かせないも のとされ、児童福祉法への影響は多大なものであり、児童福祉 法に規定されている医療, 福祉, 施設と深く関連していると考 える。さらに三田谷啓の思想と活動は、保健・医療・教育・福 祉の領域にわたっており、三田谷啓の活動を改めて考えること で、子どもへの支援の向上に繋がると考える。